【介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費】の

過誤申立について

国保連合会で審査決定済(支払済)の介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の請求について、介護給付費明細書が誤った内容であった場合など、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費を取り下げたい場合は、保険者に過誤の申し立てを行います。

介護給付費と介護予防・日常生活支援総合事業費では、過誤申立の様式が異なりますので、提出にあたってはご注意ください。

なお、国保連合会の審査が通らず、返戻又は保留となっているものもあります。この場合、過誤調整をする必要はありませんので、正しい内容に修正し、再請求してください。

【過誤申立の提出期限について】

提出期限は毎月10日（10日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は直前の平日）です。

【提出方法】

窓口提出と郵送提出のみ。ＦＡＸやメールでの提出は、個人情報の記載があるため受け付けていません。

【過誤調整の方法】

**・通常過誤**

事業所の請求誤り等による一般的な過誤調整です。誤った請求による支払額を返還し、翌月以降の再請求に基づいて再度支払いを行います。

**・同月過誤**

処理件数が大量である等、特段の事情がある場合に行うもので、取り下げ処理と再請求処理を同時に行い、誤った請求による返還額と正しい請求額を同月で調整し、その差額を支払います。

【過誤調整における注意点】

・大和市に過誤調整を依頼できるのは、大和市の被保険者の介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費のみです。他市町村の被保険者の場合は、該当する保険者に過誤調整を依頼してください。なお、市町村によって過誤調整の期限及び方法が異なりますので、事前に各保険者に確認をしてください。

・一度の処理件数が大量となる場合は、事前に介護保険課までご連絡ください。

【再請求について】

・国保連合会に同月過誤の事前調整が不要となったため、市に10日までに過誤申立書を提出し、同月10日までに国保連合会へ再請求を提出した場合、同月過誤と記載していなくても国保連合会では同月過誤と同じ扱いなります。